

# 預かり保育料が令和5年4月から

## 【現物給付】へ変わります！



○預かり保育料 償還払い(～R4年度)⇒現物給付(R5年度～)

**保育の必要性のある**3歳児(満3歳児は市民税非課税世帯が対象)から5歳児クラスまでの子どもの預かり保育利用料が月額11,300円(満3歳児は月額16,300円)まで無償となります。利用日数に応じて上限額は変動します(上限額=1日あたり450円×利用日数)。

■保育の必要性：両親に月64時間以上の就労や、疾病、介護などの理由があること。  
(事前に認定の申請が必要となります。)

■預かり保育料を施設が保護者に代わって市へ請求する【現物給付】です。

■保育の必要性以外の目的で預かり保育を利用した場合は、無償化の対象外です。

※園の定める預かり保育料が【450円×利用日数又は11,300円】を超える場合には、**差額分を園にお支払いいただく必要があります。**

○保育料 幼児教育・保育の無償化(R1.10～)

満3歳から5歳児クラスまでの子どもの、保育料が無料となります。

※ 無償化の実施に伴い、新たに書類の記入等の手続きを行う必要はありません。

■実費徴収されている費用(通園送迎費、施設管理費、給食費、行事費等)は、無償化の対象外となり、保護者負担となります。

■年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもを対象に、副食費(おかず等)の徴収が免除となります。

■認定こども園において、満3歳の誕生日から1号認定を受けて無償化の対象となった場合は、原則、3歳児クラスから2号認定に変更することは出来ません。

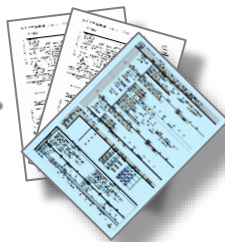
保育の必要性が新たに生じた場合は、施設等利用給付認定申請書と必要書類を提出してください。

### 書類提出のお願い

【預かり保育の無償化を希望する保護者様】

「施設等利用給付認定申請書」を記入し、「**就労報告書兼証明書**」等を添付して幼稚園に提出してください。

※事前に申請を行い、認定受けた方が無償化の対象となりますので、手続きをお忘れなく！※



お問合せ：足利市保育課 (0284-20-2138)